

<前回>社会矛盾とキリスト教——マルクス主義の意義

1. 「マルクスの宗教批判」の標準的議論

①人間社会に宗教が生じたのは単なる偶然ではない。宗教は欲求の疎外形態における実現(否定的な媒体)であり、人間の現実生活の一契機なのである。

- ・唯物史観：生産力と生産関係の矛盾の弁証法的展開
- ・上部構造と下部構造
- ・個人と共同体

②宗教批判と政治社会批判とは密接に関連

「ドイツにとって宗教の批判は本質的にもう終わっている。そして、宗教の批判は、あらゆる批判の前提である。天上の批判は、こうして地上の批判にかわり、宗教の批判は法の批判に、神学の批判は政治の批判にかわる」(『ヘーゲル法哲学批判序説』)

- ・フォイエルバッハの議論の歴史的実質化

③宗教は人間社会の歴史において必然的に生じたものであるが、その歴史的条件が変化するとき、必然的に終焉を迎えるはずである。

- ・積極的批判と自動的消滅待望。
- ・宗教はアヘンである。

④宗教を不可欠の契機として含まないような現実世界の構築

共産主義社会：非疎外形態における欲求・類的本質の実現→これ自体がユートピアか？
無階級社会

自己止揚・自己否定の契機をマルクス主義自体は内部に組み込んでいるか？

2. 武藤一雄

「それは宗教否定に立つ新しい宗教という性格を帯びざるをえない。とにかくマルクス主義は、単に冷徹な社会科学的立場にとどまるというのではなく、宗教を根本的に批判しまた否定することによって、それ自身宗教に代ろうとする一種の信仰告白のごとき意味をもつに至る点に注意されねばならない。」(53)

「社会主義乃至は共産主義が来たるべき社会を絶対化し理想化して描こうとすればする程、それは現実において幻滅を以て酬いられざるをえないのである。それがユートピアニズムの評される所以であろう。」(69)

3. マルクス・エンゲルス再考、マルクスは反宗教的か？

不破哲三

「マルクス、エンゲルスは、唯物論者として宗教批判の多くの文章を書きましたが、歴史家としては、人間社会の精神生活における宗教の役割をきわめて高く評価しました。」

「一八四八年にドイツ革命が起きたとき、マルクス、エンゲルスが革命の要求綱領に書き込んだのは、「国家と教会との完全な分離」でした。」

「マルクス」「『資本論』」「すべての人間に平等の個人として対するプロテスタントが、商品生産の社会では、最もふさわしい宗教だと位置づけたのである。」

「エンゲルス」「『救世軍』について、高い評価」

「人間社会がいま直面しているさまざまな問題に対して、多くの宗教者や宗教団体が声を上げ、平和と民主主義を守る社会運動の重要な一翼をにないつつあります。マルクス、エンゲルスが今日のこの状況をみたら、どんな評価と歓迎の声をあげたでしょうか。」「マルクスは、宗教の将来について、・・・未来社会においては、宗教的反映も自然に消滅に向かうだろう、という意味の予想を、しばしば述べました。しかし、私たちは、人間の思想・意識の問題は、もっと複雑な性格をもっていると、考えています。」

↓

このマルクス主義ならば、賀川も連携できただろうか。

柄谷行人

「彼らが政治的に敗北したからではありません。むしろ、それはある意味で勝利を得たからこそ、消滅したのです。見かけ上では「階級闘争」は続いているかもしれない。労働組合やストライキが合法化されたからです。しかし、それは階級を揚棄（止揚）する階級闘争ではなく、賃金・労働条件をめぐる闘争であって、市場経済の一環にすぎません。つまり、このとき、イギリスでは階級を揚棄（止揚）するような階級闘争、すなわち社会主義運動は消滅したのです。以後、イギリスの社会主義はファビアン主義（社会民主主義）のようなものとなります。」

4. 社会矛盾の批判的理解とマルクス主義。自己批判を媒介して、マルクス主義も進展する、あるいは変わる。キリスト教は？

1970年代以降の西欧のマルクス主義の理論展開を参照すること。

5. ジジエク：ラカン派マルクス主義。

「史的唯物論的分析」、「宗教が、もはや特定の文化的生活形態に完全に組み込まれたり、それと同一化したりするのではなく、自律性を獲得し、その結果、様々な文化にまたがる同じひとつの宗教として生き残ることができるような社会体制——これは、近代のありうべき定義のひとつである。」(8)

「このグローバル体制において、宗教が担いする役割は二つある。治療的役割と批判的役割である」(9)

「問題は、近代という<理性>の時代において、宗教は社会を有機的にまとめるというこの機能をもはや果たすことができない、ということである。今日、宗教がこの力を失い、もはやそれを取り戻すことができないのは、科学者や哲学者のせいだけではない。「普通の」人々という大きな集団のせいでもある」(11)

「キリスト教の転覆力を秘めた核は唯物論アプローチによっても理解できる、ということではない。わたしのテーゼは、それよりもはるかに過激である。つまり、この核は、唯物論的アプローチによってしか理解できない——そして後者は前者によってしか理解できない——ということである。真の弁証法的唯物論者になるためには、キリスト教的な経験を経るべきなのだ。」(13)

↓

キリスト教思想とマルクス主義の新しい関係構築の可能性、宗教社会主義論の再開。

6. 「解放の神学」の試み → 政治神学へ

G・グティエレス『解放の神学』岩波書店、1985年（1972年）。

11. ヨーロッパ世界の拡大とキリスト教2

(0) ヨーロッパ世界の拡大1：近世

ヨーロッパ文明に関連した「文明の衝突」（ハンチントン『文明の衝突』集英社、原著1996年）は、現代ではなく、近世・近代に当てはまる。近世は、ヨーロッパ（ル＝ゴフによれば、都市的文明としてのヨーロッパは13世紀に確立した。スコラ的文化的総合）が世界文明としての基礎を構築したがまだ非ヨーロッパ文明が健在、近代は、文明としてのヨーロッパの勝利へ。現代は、おそらくは文明間の衝突ではない。

(1) 大航海時代とヨーロッパ覇権

1. 大航海時代（15世紀～17世紀）：

・イベリア半島の再キリスト教化（レコンキスタの完成、13世紀までに）

海洋帝国ポルトガルとスペインによる世界分割

1492年：コロンブスのアメリカ大陸到着

1493年：教皇子午線（教皇境界線）を設定

東をポルトガル、西をスペインが領有。

1494年：トルデシヤス条約で分界線を西経46度37分に変更(18世紀には無効化)



- ・スペインがアメリカ大陸の大部分を、ポルトガルがブラジルを領有
 - ・カトリックの世界宣教と列強の世界戦略の一体化
 - ・17世紀は、オランダとイギリスへ。
2. 世界の情報がヨーロッパへもたらされる。

多様な宗教の存在 → 宗教としてのキリスト教、キリスト教の立場からの宗教概念

キリスト教の近代的自己理解

一神教／多神教

実定宗教に対する自然宗教(人間の自然本性に基づく。啓蒙的合理主義)



宗教学の成立の前提

(2) 対抗宗教改革とイエズス会

3. 対抗宗教改革(カトリック改革)・トリエント公会議(1545～1563年)

- ・中世の神学、慣習の確認
 - ・ウルガタ聖書の正統性の確認と改訂
 - ・聖書と伝承(ローマ教会の教導権)
 - ・7つの sacrament、実体変化説、煉獄の存在

4. イエズス会、「教皇の精鋭部隊」の創設(1534年。正式な認可は1540年)

イグナチオ・デ・ロヨラ(1491-1556)ら

高等教育を中心とした教育活動と社会正義事業



世界宣教・世界戦略

5. 17世紀：ヨーロッパ諸国が絶対王政のもとでナショナリズムを強める。

国民国家の枠を超えるイエズス会の活動と対立。

1773年に、クレメンス14世によりイエズス会は禁止(1814年にピウス7世によって復興)。

6. ラテン・アメリカ。

ブラジルにおけるイエズス会宣教(マヌエル・ダ・ノブレガ、ホセ・デ・アンチエタら。1549年には)。→ペルー、メキシコを経て、フロリダとカリフォルニアに。

7. イエズス会世界宣教の基本方針としての「適応主義」

8. しかし、この時代までのキリスト教世界の拡大は、イスラームの優位のもので進行。

オスマン帝国の最盛期は16世紀(ウィーン包囲)。17世紀まで最大領土を保持。

9. 西欧近代は、確立は18世紀。

- ・信教の自由・政教分離、近代資本主義、近代科学は、17世紀に胎動し始め、18世紀に確立。
- ・アウグスブルクの和議(1555年)：ドイツにおけるルター派の容認。属地主義。個人レベルの信教の自由は認められない。近代以前！

10. 戦争の変化：中世までの戦争と近代戦争とは大きく異なる。

- ・戦争も儀礼空間内部(儀礼を共有する世界)において行われた。儀礼を共有しない相手に対しては、何が行われることになるのか、あるいは儀礼が失われるとどうなるのか。

「儀礼の衰退の例」「中世盛期までは「戦争」や「フェーデ」を防ぎ、人的被害を最小限に止める仲裁・和解の儀礼が有効に働いていた」「中世末になると・・・ルールも慈悲もない、殺し合い、つぶし合いの戦争が出来る。騎士道に倫理とは無縁の傭兵が、金のみを追求して金払いのよい主君を渡り歩きつつ、跋扈したし、騎兵ではなく歩兵が主役となる市民軍は、やはり騎士道のモラルがないばかりか卑怯な飛び道具を躊躇うことなく使

い、敵を捕虜にして身代金を獲得する代わりに、皆殺しにしてしまいますことも稀ではなくなつたのである。」(池上俊一『儀礼と象徴の中世』岩波書店、270)

・植民地主義と近代戦争

欧米列強のヨーロッパでの対立と植民地争奪戦とが連動する → 世界大戦

(3) ウェストファリア (ヴェストファーレン) 体制と近代国民国家

11. 近代：絶対王制から国民国家へ

ユルゲン・ハーバーマス『公共性の構造転換』細谷貞雄・山田正行訳、未来社。

高橋 徹『意味の歴史社会学——ルーマンの近代ゼマンティック論』世界思想社。

大澤真幸『ナショナリズムの由来』講談社。

市川裕他編『ユダヤ人と国民国家——「政教分離」を再考する』岩波書店。

ジョルジョ・アガンベン『ホモ・サケル』高桑和己訳、以文社。

『例外状態』上村忠男・中村勝己訳、未来社。

12. 「ネーションやナショナリズムは、十八世紀末から十九世紀にかけて、広義のヨーロッパ——「新世界」の植民地を含むヨーロッパ——に成立した。とはいえ、同質的な文化の範囲と領土主権国家がほぼ合致するという現象は、西ヨーロッパでは、これに先立つ絶対王政期に、すでにある程度認めることができる」、「そこで、われわれは、ナショナリズムの成立を、二つの段階に分けて捉えることにした。絶対王政期(十七—十八世紀のヨーロッパ)に、ナショナリズムの前駆的な実現を見ることができ、ついで、十八世紀末から十九世紀にかけて、その本来的な実現を認めることができる。」

(大澤、2007、396)

13. 30年戦争後のヨーロッパ秩序

30年戦争(1618-48年)は、カトリックとプロテスタントの対立による最大かつ最後の宗教戦争と言われる。

- ・ドイツの国民国家としての統一を不可能にすることによってドイツの後進性を確定。
- ・近代世界の始まり。

対立大枠：「フランス王国(ブルボン家)とネーデルランド連邦共和国の連合」

対「スペイン・オーストリアの両ハプスブルグ家」との覇権をめぐる戦い。

- ・30年戦争の講話条約であるヴェストファーレン条約。

神聖ローマ帝国(帝国内の領邦に主権と外交権が認められた=帝国解体)とハプスブルグ家というヨーロッパの広域勢力はその影響力を大幅に低下。

ネーデルランドとスイスはハプスブルグ家の支配からの独立が承認され、カルヴァン派も容認。

↓

ヨーロッパ秩序：皇帝や教皇といった超国家的な権力によって維持されるのではなく、対等な主権を有する諸国民国家の競合関係によって規定される。

現在に至る近代的な世界秩序の始まり。

14. キリスト教も、このヴェストファーレン体制によって、国民国家の利害関係に規定されることになる。

- ・国民国家の段階に至った西欧近代においては、キリスト教の現実を規定する対立軸はカトリックとプロテスタントの対立から、宗教と世俗社会の対立へと移行。
- ・国民教会(国教会体制の近代版)と普遍教会との分岐。

15. ヨーロッパ諸地域のキリスト教

宗教改革と続く宗教戦争によって混乱に陥った西欧の宗教地図(諸教派の地理的分布)もしいに安定化に向かうことになった。30年戦争が終結するころにはおおまかに次のような形で定着し、現在に至っている。

北欧、ドイツ：ルター派
オランダ、スイス：改革派
イギリス：イギリス国教会
イタリア、フランス、スペイン、ポルトガル、ドイツ南部、ポーランド：カトリック

(4) ヨーロッパ世界の拡大2：近代

16. 国民国家の成立が、ヨーロッパ世界の拡張（西欧近代の優位。近代科学・科学技術＋資本主義経済＋国民国家）と重なる。

・近代以前（17世紀まで）と19世以降の決定的な違い。

17世紀の徳川幕府は、スペインとポルトガルの干渉を排除して鎖国を行うことができたが、19世紀の江戸幕府は、黒船を排除することができなかった。

この間に、西欧の国民国家における近代化（18世紀から19世紀にかけて）が進行しており、非西欧地域に対する、イスラームに対する西欧の優位が確立した。

・植民地主義と植民地争奪、これが近代の戦争・対立を規定するものとなる。

国家主権を国境外の領域や人々に対して拡大する政策活動と、それを正当化して押し進める思考を指す。

これに対する、キリスト教の立場は二つに分かれる。

①西欧社会の優位の正当化 2) 正当化への批判

Cf. 絶対平和主義と聖戦論。その中間に正戦論

17. 19世紀前半までに、スペイン・ポルトガル両国の植民地において相次いで独立戦争が勃発。南アメリカ大陸および中央アメリカのほとんどの植民地が独立を果たした。

↓

西欧列強は新大陸に代わる植民地としてアジア・アフリカへの侵略を強めていった。

・ウェストファリア体制・近代国民国家
・覇権の推移：アングロ・サクソンの覇権のもとでの世界分割

↓

国民国家理念の普及と民族自決

支配継続の仕組み、対立構造を組み込んだ独立

(5) 西欧近代と植民地主義

18. 近代国民国家の焦点としてのユダヤ人問題

・19世紀的な近代世界——近代キリスト教もまた——の行き詰まりとユダヤ人問題。

16世紀から開始された西欧におけるゲットー（ユダヤ人特別地区）へのユダヤ人隔離政策（1555年にパウルス4世の教皇勅書から、プロテスタント諸国へ）

近代的な国民国家における宗教的寛容論に普及。ユダヤ人に対しても市民権付与が論じられ、ユダヤ社会においてもユダヤ啓蒙主義（ハスカラー。モーゼス・メンデルスゾーンを発端とする）がユダヤ教の近代的改革を志向する。

フランス革命とナポレオン戦争を契機に、ユダヤ人解放はフランスからヨーロッパ諸国へ。

19世紀後半には、各国でユダヤ人は市民としての基本的人権を享受することになった（フランスは1790年と91年、イギリスが1858年、ドイツが1871年など）。

ユダヤ人は国民国家における市民権を獲得すると同時に、国家への絶対忠誠を求められるようになる。ここに西欧諸国ではほぼユダヤ人問題は解決したかに見えた。

・反セム主義（ユダヤ人はセム人種でありヨーロッパ人とは人種が異なるとしてユダヤ人を差別対象とする）という概念。ユダヤ人の法的同化がほぼ完了した直後、ヴィルヘルム・マルの造語として1879年に出現。

・1894年にはユダヤ人同化がもっとも進んでいたフランスで、ドレフュス事件が起こった。

↓

近代国家の市民としての同化によるユダヤ人問題の解決の試みが挫折したこと。

反セム主義はナチズムの人種政策によるユダヤ人虐殺（ショアー）へと繋がることになり、近代的キリスト教的な民族理解が人種問題において決定的な限界を有していたことが顕わになった。

・西欧近代は、人種差別を解決できなかった。

19. 植民地主義は終わったか？

「植民地あるいは植民地主義は、近代に不可欠の構成要素の一つ」、「近代人はどこに住もうと、いかなる思想・信条の持ち主であろうと、植民地主義から免れることはできない」、「一般に旧宗主国の住民は」「そして旧植民地の住民や研究者もまた、植民地主義の汚染から免れていない」(222)

「近代」「一六世紀の西洋の膨張から始まり現在に至る、長期の近代」「近代に不可欠の構成要素とは、資本、国家、国民（民族）、国家イデオロギーとしてのナショナリズムや文明（文化）概念、等々」「これらの近代の諸要素は、すべて植民地主義と結び付いている」(223)

「西洋の膨張としての近代」「新世界と旧世界の住民に対する侵略、略奪、殺戮、武力による支配と抑圧、ペテンと搾取、等々といった野蛮な恐るべき暴力によって始められ、そして世界の四分の三が植民地化されたという厳然たる事実」

「近代の両義性」(224)

「植民地主義隠蔽の圧力は、必ずしも旧宗主国においてのみ作用するとは限りません」「複雑で深刻な問題」「植民地化は住民やその土地を変えてしまう。そしてこの変化は多くの場合不可逆的です。」(226)

「新植民地主義」

「その下にある国家は、理論的には独立しており、国際法上の主権のあらゆる外面状の装飾を有しているということである。現実には、経済体制、政治政策は外部から指揮されている」「多くの場合、新植民地主義的支配は、経済的もしくは金融的手段を通じて行われる」(227)

「古典的な形態をとらない新しい植民地主義」「植民地なき植民地主義」

「グローバリゼーションがいかに強力な植民地主義を内蔵しているか」(228)

「「国内植民地」あるいは「内国植民地」と呼ばれている近代の歴史的現実」「国民国家の統治原理は植民地主義的である」(229)

↓

「近代の再考と近代の根底的な批判」(230)

第二次世界大戦後のアジアとアフリカの諸国の独立は、欧米列強の利害によって規定されていた・いる（不自然な国境線の確定による不安定状態・旧宗主国の支配の持続）。

20. 西欧列強の世界支配とキリスト教 —パレスチナ問題—

1894：ドレフュス事件

1897：第一回シオニスト会議（バーゼル綱領）

1905：ロシア 1905年革命

1914：第一次世界大戦

1915：フセイン・マクマホン協定

1916：サンクス=ピコ協定（英仏露、オスマン帝国分割密約）

1917：ロシア革命、バルフォア宣言、オスマン帝国からパレスチナを奪取（英国）

- 1920：国際連盟発足
- 1922：英国によるパレスチナ委任統治、国際連盟より承認、トランスヨルダンのパレスチナから分離、オスマン帝国の滅亡
- 1923：トルコ共和国とトランスヨルダン王国の成立
- 1943：アメリカ・ユダヤ人会議
- 1945：アラブ連盟発足、国際連合発足
- 1946：国連パレスチナ特別委員会発足
- 1947：国連総会、パレスチナ分割決議採択
- 1948：イスラエル共和国独立宣言、第一中東戦争（～ 49）

↓

欧米列強の矛盾外交よりパレスチナ問題は生じた。

21. 反ユダヤ主義の台頭

→ アメリカへの移住する者（1880年代から第二次世界大戦までのアメリカ・ユダヤ社会建設の第二期には、東欧から多くのユダヤ人がアメリカに移住した）、あるいはT・ヘルツルが1896年から提唱したイスラエル国家建設（政治的シオニズム）へ夢を託する。

22. ヘルツルの構想：1948年のイスラエル建国において実現を見る。しかし、これによって、パレスチナ問題は解決困難な状況へ陥った。

23. フセイン・マクマホン協定（1915年）：イギリスはパレスチナのアラブ人にオスマン帝国からの独立を約束する。

バルフォア宣言（1917年）：ユダヤ人のパレスチナ復帰を支持する。

1922-1948：イギリスの委任統治領。

↓

パレスチナ問題の欧米列強の植民地政策（その正当性）の破綻を意味する。

24. パレスチナ問題は解決不可能なのか。

マルティン・ブーバーの提案（「アラブ問題決議への提案」1921年）へ。

「エレット・イスラエルへのわれわれの帰還は、恒常的に拡大し続ける移住というかたちをとって成就されねばならないが、他の者たちの権利をいささかも侵害することはないだろう。アラブ民族との正しい結びつきを通して、われわれは共同の居住地を、経済的・文化的に花開いた共同体たらしめようと欲しているのだが、かかる共同体の拡張は、その民族=国民的な成員の各々に、正常で自立的な発展を保障するだろう。

われわれの入植は、われわれの民族の救済と刷新にのみ奉仕するもので、ある領土の資本主義的搾取を目的としたものではないし、なんらかの帝国主義的目標に仕えるものでもない。そうではなく、かかる入植の意義は、共有地での自由な人間による創造的労働にある。・・・」

「シオニズムについての二民族=国民的考え方」（1947）

25. 近代的な財産権（個人）・主権（国家）は超えられるのか。領土問題を武力なしに解決することの可能性。

<付論> 民族と国民（市民）——概念の混乱とその整理——

1. 塩川伸明『民族とネイション——ナショナリズムのいう難問』岩波新書、2008年。

「エスニシティ」「とりあえず国家・政治との関わりを括弧に入れて、血縁ないし先祖・言語・宗教・生活習慣・文化などに関して、「われわれは〇〇を共有する仲間だ」という意識が広まっている集団をさす」「そうした主観がかなりの範囲の人々に広がるなら」（3-4）

「エスニシティを基盤にし、その「われわれ」が一つの国ないしをそれに準じる政治的

単位をもつべきだという意識が広まったとき、その集団のことを「民族」と呼ぶことにする」(6)

「「国民」とはある国家の正統な構成員の総体と定義される。近代社会における国民権論と民主主義観念の広まりを前提すれば、国民とはその国の政治の基礎的な担い手ということになる」(7)

「ネイションにエスニックな意味合いが色濃く含まれている場合には「民族」、ネイションがエスニシティと切り離して捉えられる場合に「国民」とする」(9)

「区切りの難しさ——恣意性と固定性」

「英語のネイション／ナショナルリティやフランス語のナシオン／ナシオナリテは、エスニックなニュアンスがあまりなく、「民族」より「国民」の方に近い」(14)

「ドイツおよびロシアでは、ナツィオーン／ナツィオナリテート（独）、ナーツィヤ／ナツィオナーリノスチ（露）の語にエスニックな意味が色濃く付着している」(15)

2. 虚構と現実の二分法を超えて

1) 芦名定道 『宗教学のエッセンス——宗教・呪術・科学』北樹出版、1993年。

「神話と民族」(57-65頁)

「「科学＝真理、神話＝虚構」という近代の合理主義的二分法」(57)

「血縁、地縁の関係は民族意識を生じるには十分ではない」、「明治の近代国家の形成期における「大和民族」という理念の創出」、「存在のルーツ——現にこのようなもの

として存在する民族としての自己がそこから生じてきた起源（究極的現実・根源的事実）」、「ルーツを共有する共同体としての民族意識そのルーツについての神話によって表現され。神話を通して自覚されるにいたる。

ここから、「民族の成立＝神話の成立」という等式が導き出される」(59)

2) 小坂井敏晶『民族という虚構』東京大学出版会、2002年。

<参考文献>

1. 土井健司編『1冊でわかるキリスト教史——古代から現代まで』

日本キリスト教団出版局、2018年。

芦名定道「第4部 近現代」

2. 役重善洋『近代日本の植民地主義とジェンタイル・シオニズム——

内村鑑三・矢内原忠雄・中田重治におけるナショナリズムと世界認識』

インパクト出版、2018年。

3. 総合研究開発機構、中牧弘允共編『現代世界と宗教』国際書院、2000年。

4. 森考一編『EUとイスラームの宗教伝統は共存できるか

——「ムハンマドの風刺画」事件の本質』明石書店、2007年。

5. 白杵陽監修、赤尾光春・早尾貴紀編『シオニズムの解剖——現代ユダヤ世界におけるディアスポラとイスラエルの相克』人文書院、2011年。

6. マルティン・ブーバー『ひとつの土地にふたつの民——ユダヤ-アラブ問題によせて』みすず書房、2006年。

7. 西川長夫『植民地主義時代を生きて』平凡社、2013年。